

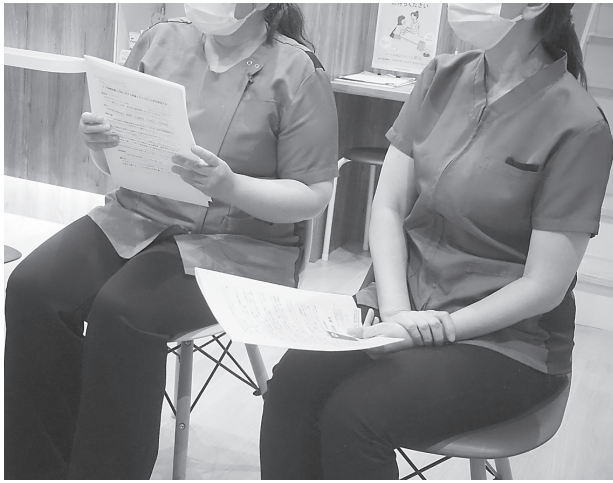
このまま進めていいの？12月の健康保険証廃止

保険証受け付けは大混乱

政府が今年12月に健康保険証廃止の方針を交えていない中で、歯科医院の窓口では受付スタッフに不安の声が広がっている。富本昌之副理事長（大阪市港区）が院長を務めるとみもと歯科医院を取材し、現場の思いを聞いた。

現場スタッフに聞く

今マイナ保険証で受診する患者さんほどの位です（マイナ保険証持参の患者さん）



とみもと歯科スタッフ

患者さんは、1日の患者さん60人中5人はいないですね。1日に2人から5人未満。マイナ保険証を使うようになった患者さんが増えたというよりは、1回試しに使えるかどうか確認してみようという患者さんが多いですね。

しばらく使えませよと声かけ

保険証の12月廃止方針への患者さんの不安の声は寄せられていますか？

結構、患者さんが、厚労省のポスターとか見られて、（保険証）無くなるやん、みたいなことは言われていますし、「保険証がなくなるんですか」というか



富本昌之院長

「保険証がなくなるんですか」というか

質問も患者さんからよく聞かれます。うちでは、基本的にしばらくは使えますと今はお伝えしています。（マイナ保険証でも紙の保険証でも）どちらでも大丈夫ですよと。

保険証が 一番確実

マイナ保険証で困っていることはありますか。負担割合は高齢者の方とか結構バラバラなんです。収入も様々で。マイナ保険証だと情報の正確性に信頼が持てなく

て、本人に聞くんではないが、本人も分かってないんですよ。高齢の方でもね、会社員とかお仕事とかバリバリされている方もいますし。（オンライン資格確認で）3割と表示される方に、3割負担で納得してくださるならいいんですが、1割だとか2割とか画面と異なった主張をされると、どちらを信頼していいか分からないですよ。こうなると、「よかったですらま保険証、持ってきて」と言わざるを得ないんです。今はみなさん保険証をお持ちなんです、それが一番確実なんです。でも今後マイナ保険証を作られた方の手元には保険証がないということになると、マイナ保険証だけでは正確な負担割合が分からない。それぞれ10割もいらいますみたいな、可能性もね、ゼロじゃなくなってくるのかなと思えますね。今後、受付をうまくまわせるの不安です。

9月上旬 送付しています

ポスターご利用下さい

健康保険証をお持ちください

マイナ保険証がなくても安心

12月以降も「資格確認書」(健康保険証)が自動で送られます

うちも本当に患者さんが高齢になってきていて、カードリーダーの位置が高い問題とか、顔認証の異常とか、なかなか反応しなかったりとか、その都度、患者さん側にまわって対応するのでとにかく時間がかかりました。また車椅子の方とか体が不自由な方も多い中で、（オンライン資格確認に）すぐ時間がかかるといって、一人ひとりにかかる時間が増える。今は本

米が突然店頭から消えた。東海東南海地震が起るかもと言われれば用心深い日本人ならとりあえず米を買っておこうとなる。私は昔のトイレトップペーパー騒ぎを思い出したが、ずいぶん冷静に対処されていたと思う。加工米（サトウのごはんなど）、素麺など代替食品があるので困りはしないが、備蓄米を放出するのは今だと感じた。農家の患者さんに聞いたところ、米は充分あるが急に大量の精米はできないとのこと。備蓄米を出すといえど米価は落ち着いていない。本米備蓄米は何かのためにあるのか？米の統制価格を外した時から始まるのだが、当時米が余っている状況だったから暴落を防ぐために行われた。暴騰ではなく暴落のためだ。

厚労省ポスターの誤りを質す

残存の安心の歯科医療

政府による5〜7月のマイナ保険証促進キャンペーン後もマイナ保険証利用率は12・43%と低迷している。87・57%の国民が保険証を選択している現状だ。政府方針の12月保険証廃止まであと2カ月。混乱のまま廃止を強行するのか。医療機関が正確な情報を伝え、患者の不安にできるだけ対応されるよう、吉田裕志副理事長が窓口での対応を連載で解説する。

副理事長 吉田裕志

厚労省のポスターが、「マイナンバーカードをご利用ください」、「今回の健康保険証は発行されなくなりますが」とし、



しているため、国民・患者の間に誤解が生じている。

引き続き保険証の使用が可能

正確には、①本年12月2日から現行の健康保険証の新規発行がなくな

る。②現在手元にある健康保険証が有効期限まで使える。この有効期限は大府内の市町村国保では2025年9月まで、後期高齢者医療制度被保険者証は2025年7月まで、職域国保や共済、協会けんぽなどは保険者によるが少なくとも1年以上の一定期間まで引き続き使用が可能だ。③マイナ保険証を持っていない人には前述の有効期限が切れる前に自動的に資格確認書を送付される。これは実態として現行の健康保険証に替わるものである。つまり、マイナンバーカードを利用するよう強制される理由はない。マイナ保険証でなければ受診できないと受け取られるような文言自体が誤りである。

マイナンバーカードのみでは受診できない。単に誤解を解くだけならば、解説は以上だが、さらにこのポスターは突っ込みどころ満載だ。「マイナンバーカード」では受診できない。正しくは、健康保険証機能の利用登録をしたマイナ保険証で資格確認が可能ということであり、健康保険証機能の紐づけないマイナンバーカードのみを持参しても資格確認はできない。ポスターの下にある小さな字の「マイナンバーカードの取得は任意である。保険証への利用登録も当然任意である。次回マイナ保険証でなければ受診できないかのよう言い回しは完全に間違いである。

医療機関を訪れる人を不安に陥れる行為は断じてあってはならない。協会直通番号のご案内

保険請求のご相談や年金・休業保障制度のお問い合わせは直通番号をご利用ください。社保研究部 06-6568-7467 共済部 06-6568-7438

協会直通番号のご案内

保険請求のご相談や年金・休業保障制度のお問い合わせは直通番号をご利用ください。社保研究部 06-6568-7467 共済部 06-6568-7438

歯界

米が突然店頭から消えた。東海東南海地震が起るかもと言われれば用心深い日本人ならとりあえず米を買っておこうとなる。私は昔のトイレトップペーパー騒ぎを思い出したが、ずいぶん冷静に対処されていたと思う。